

「働き方改革」と言いながら、 長時間過密労働につながる新たな事業が続々 小中学校での来年度の県教委事業

過労死ラインをこえる教職員が相当数にのぼるなど、教職員の長時間過密労働が社会問題となっています。私たち全滋賀教組は、長時間過密労働が教職員のいのちと健康を脅かすことにとどまらず、このままでは「教育の質」が維持できないことから、「明日の授業準備をしっかりとしたい」「教材研究の時間がほしい」という教職員本来の仕事を取り戻すことを訴え、県教委や地教委に実効ある対策をとるよう求めてきました。

こうしたなか、1月県教委は「学校における働き方改革取組方針」を発表しました。同様のとりくみは、大津市・近江八幡市・東近江市・草津市・愛荘町でも教委主導で始まりました。

全滋賀教組は長時間過密労働を改善するポイントは、大きく2つあると考えています。第一は教職員定数を改善し、教員の持ち授業数を減らすことです。第二は授業準備や教材研究など教職員本来の仕事や子どもと関わる時間の確保をいちばんに、それ以外の業務は県や市町の事業を含めて思い切った見直しをすすめることです。

この方向に、県教委や地教委、そして職場の教職員がベクトルをあわせることで、長時間過密労働は解消に向かうと確信します。

ところが、県教委は来年度予算に「退職教員の豊かな経験を活用した学校教育活動支援事業」「学びの質を高める学校改善事業」を新たな事業として盛り込みました。すでに各職場において、職場では4月からの計画が議論されはじめていますが、新事業の内容は上記の経緯や県教委自ら作成した「学校における働き方改革取組方針」に照らして、明らかに矛盾し逆行するものです。その中身を見ていきましょう。

◆退職教員の豊かな経験を活用した学校教育活動支援事業

①小学校教職2年次教員等の指導力向上支援

【概要】

- 2年次教員がいる学校に2時間×週1回×25週、退職教員を非常勤講師として派遣（5 or 6校時を参観、放課後指導助言）
- 目的は、授業改善に向けた実践的な支援／学習計画立案への指導助言／学級経営・集団づくりへの支援／教材研究・作成・準備への支援 等
- 退職教員は単独で学習指導はせず、派遣先の教員と一っしょに学習指導をする。

【問題点】

- 2年目の教員は年間の勤務時間のうち、25時間もの放課後を研修という名で拘束されます。放課後の貴重な1時間が学年の先生と話もできず、丸つけもできません。また、毎週授業案の作成に追われるようなことになれば、さらに多忙になります。それは打ち合わせなど学年の運営面にも影響します。さらに、派遣先の学校の担当者には新たな負担になります。
- 本来、初任者など経験の浅い教員は学校や学年の教師集団の中で、学び成長していくものです。

先輩に授業を見せてもらったり、相談に乗ってもらったりしながら育ちます。ところが初任者研が導入されて以降、初任者は多忙を極め、学年より指導教員との関係に目が向く初任者が増えました。今回の事業は、2年目教員を引き続き学年から切り離し、教員としての自立を遅らせる恐れがあるのではないのでしょうか。

●退職教員を各学校で探さなければならず、講師不足のなか現場まかせで無責任です。

②児童生徒の補習や発展的な学習へのサポート

【概要】

- 週4時間×20週を基本に、退職教員を非常勤講師として派遣
- 例として、土曜授業、長期休業中の補充学習、放課後の補充学習等の支援
- 退職教員は単独で学習指導はせず、派遣先の教員といっしょに指導する。

【問題点】

●土曜授業は問題が多く、現場の不満が噴出しているため、一部の市町でしか実施されていません。県教委はこの事業で土曜事業を推進し、拡大しようとしています。

●「派遣先の教員といっしょに指導する」なら、放課後や長期休業中の補充学習は現場に新たな仕事を増やすことになります。

全滋賀教組はこう考えます

退職者などベテラン教員の豊かな経験を若い世代に伝えていくことはもちろん必要です。また、退職者にとっても雇用と年金の接続は重要な課題です。「フルタイムはしんどいが、短時間なら」という要望に応える必要があります。

そのうえで、「教職員定数を改善し、教員の持ち授業数を減らす」という長時間過密労働解消の第一のポイントに照らせば、小学校では定数外での短時間再任用や県費単独予算での非常勤講師採用を増やして専科指導にあてるなど、現場教員の持ち授業数を軽減する方向にすべきです。若い教員へは押しつけ的な指導ではなく、学年集団からの援助を基本に、退職教員が行う授業や子どもとの関わりなどを通じて、自ら学ぶことができる環境をつくることです。

また、「県や市町の事業を含めた思い切った見直し」という第二のポイントに照らせば、補充学習等に退職教員の力を借りる場合は、学校教育に限定する必要はありません。現在放課後や長期休業中の補充授業や土曜授業を行っている学校を含めて、「子ども食堂」のとりくみのように、地域の公民館をつかっての補充学習など、社会教育として実施する方向を検討すべきです。

人員増は必要ですが、現場の負担軽減につながらず、逆に負担を増やす事業は百害あって一利無しです。

◆学びの質を高める学校改善事業

【概要】

- 新学習指導要領実施にむけ、教員の指導力向上で、授業の質を高め、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの学びの質を高めることが目的。
- 18年度は小学校8校、中学校2校を研究指定。
- 小学校は5年生を対象に、4月と12月の2回、ベネッセの総合学力調査（国語と算数）

を実施、結果・分析はベネッセに委託。結果をもとにベネッセの学習ドリルや単元テストを用いて、個々の児童に合わせて指導を改善。

- 研究授業、公開授業、講師招聘、先進校派遣等を実施
- 県・新たな学びプロジェクト連絡協議会として、4月「学校改善事業連絡協議会」、8月「学びの変革セミナー」、11月「学ぶ力実践交流フォーラム」を実施

【問題点】

- 小学校では5年生を対象としていることから、明らかに全国学テ対策です。研究指定として始め、今後拡大されていけば、今以上に子どもと学校を競争に追いたてることにつながります。
- 民間教育機関との連携と言いながら、ベネッセが総合学力調査も学習ドリルも単元テストも独占しています。税金を使って独占的利益を与えることになる以上、どのような経緯でベネッセになったのか、県民の理解が得られるよう説明すべきです。
- 研究指定を受けた学校では、国語と算数の副教材（ドリル等）は必然的にベネッセになってしまい、学校や教職員が子どもに合った教材を選ぶ自由を奪うという意味でも大きな問題です。
- 従来の学テ対策が続くなか、研究指定校の多忙化は想像に難くありません。

全滋賀教組はこう考えます

子どもたちへしっかりとした学力の保障を願わない教員はいません。私たち全滋賀教組も同じです。しかし、現在県教委が行っている学力向上策は、全国学テという物差しでの学力向上です。それは、安倍政権が指向する「戦争する国」や財界が要請するグローバル人材を養成するための学力政策です。こうした学力政策が学校教育に大きな弊害をもたらしていることを、私たちはこれまでから指摘してきました。

そもそも、子どもたちの教育に直接責任をもつのは学校と教員であり、子どもたちの学力や課題の把握などは、日々の教育の営みの中で行われるものです。子どもの姿を出発点に地に足をつけた議論を職場で行い、各学校で学力向上策を考えることこそ本来の姿ではないでしょうか。全国学テという一つの物差しを絶対化して押しつけければ、学校の自主性は奪われ、学校と教職員が自ら考えることの放棄につながります。これまで全滋賀教組は、全国学テ当日の解答用紙コピーや自校採点の強要、学び確認テストの押しつけなど、県教委による「学テ対策」を厳しく批判してきましたが、今回の事業は研究指定とはいえ、全く無反省といわざるを得ません。

また、ベネッセという教育産業に学力調査から評価、教材まですべて丸投げしてしまうのが公教育の正しい姿でしょうか。「公教育のプライドを投げ捨てるのか」という声があがるのも当然です。

この事業は「県や市町の事業を含めて思い切った見直し」という全滋賀教組が示す長時間過密労働解消のポイントに照らしても、絶対に看過できないものです。県教委は「働き方改革取組方針」で「県教育委員会および市町教育委員会ならびに学校が働き方改革を進めるにあたって、同じ方向性で取り組んでいくために共有するものであり、県教育委員会として県立学校や市町教育委員会への支援の方向性を示すものです」としながら、なぜこのような事業が当事者の県教委から突然提案されるのか全く理解できません。働き方改革は口先だけで、現場まかせなのでしょうか。

全滋賀教組は、「学びの質を高める学校改善事業」の撤回を求めます。